

藤井寺市本人通知等制度事前登録申込書

藤井寺市長 様

届出者	住所	〒 —
	氏名	
	連絡先	
届出者の区分		1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		性別
	登録者氏名		男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	
住所			
本籍		筆頭者	
連絡先	電話 — — FAX — —		

※法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人
フリガナ	
代理人氏名	
代理人住所	〒 —
代理人の連絡先	電話 — — FAX — —

注1 : 裏面の内容をよくお読みください。

注2 : 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 : 次の書類を提出し、又は提示してください。

(1) あなたが本人であることを証明する書類

(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)

(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

(3) あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

注4 : 登録期間は無期限です。

事務処理欄

受付	登録	本人等確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 旅券	
			<input type="checkbox"/> 運転免許証	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏面)

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

1. この制度は、藤井寺市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（(注)自己等の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

(注)	自己等・・・・（住民票関係）	自己又は自己と同一の世帯に属する者
	（戸籍関係）	自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に藤井寺市住民票の写し等交付通知書を送付します。
3. 第三者への住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、藤井寺市住民票の写し等交付事実証明申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを明らかにする書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）等を添えて、通知日から30日以内に藤井寺市市民生活部市民課①番窓口までお越しください。
4. 藤井寺市住民票の写し等交付事実証明書（以下「証明書」という。）は、事前登録者に係る住民票写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記載され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
5. 証明書の交付1件につき、手数料として300円が必要です。
6. 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）又は事前登録を受けている人（以下「事前登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
7. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により、直接申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
8. 郵便等により証明書の交付申請をするときは、藤井寺市住民票の写し等交付事実証明申請書に、藤井寺市住民票の写し等交付通知書、事前登録者本人であることを明らかにする書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（あて名を記載し、返信に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
9. 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び枚数並びに当該第三者が自己の代理人である場合はその氏名及び住所です。
10. 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
11. なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、事前登録を廃止します。
12. 事前登録の期間は無期限とします。登録を取りやめたい場合は、廃止届を提出してください。